

兵庫県立姫路別所高等学校いじめ防止基本方針

(令和8年4月改定)

1 本校の方針

「いじめ防止対策推進法」並びに「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。いじめは「見えにくい構造」をもった「社会問題」であることを認識し、「いじめ」として疑わしいものに組織的に対応することが重要である。そのため、本校教職員が、法律上の「いじめ」に該当する事案を掘り起こし、互いに情報を共有しながら学校として迅速かつ適切に組織対応しなければならない。また、すべての生徒の高校生活が有意義かつ充実したものになるよう、安全で安心な学習環境づくりに努める。

本校は、以下の取組を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

- | | | |
|--------------------|---|---|
| ① 「いじめ」が起きにくい学校づくり | — | 生徒が主役の学校づくり
生徒に「自己有用感（頼られる）」を持たせる教育 |
| ② 「いじめ」の未然防止 | — | 集団への働きかけと話しやすい学校づくり
小さな変化や危険信号を見逃さない |
| ③ 「いじめ」の初期対応 | — | 「いじめ」問題への対応は学校の最重要課題である
被害生徒を徹底して守る |
| ④ 学校としての組織的対応 | — | 「いじめ」を解決する相談・通報の窓口となる
情報共有すべき内容を明確に定める（5W1H） |
| ⑤ 教職員の資質向上 | — | 「いじめ」への複数の目によるアセスメント（見立て）
個人面談や保護者との連携で強固な関係性を築く |
| ⑥ 地域社会や外部機関との連携 | — | 公平性・中立性を担保するための組織構成
連携・協働による生徒支援 |
| ⑦ 取組に対する評価と改善 | — | 学校評価と教員評価の実施
PDCAサイクルに基づく、点検・検証の実施 |

2 法律上の定義（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日 法律第71号）

第2条

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

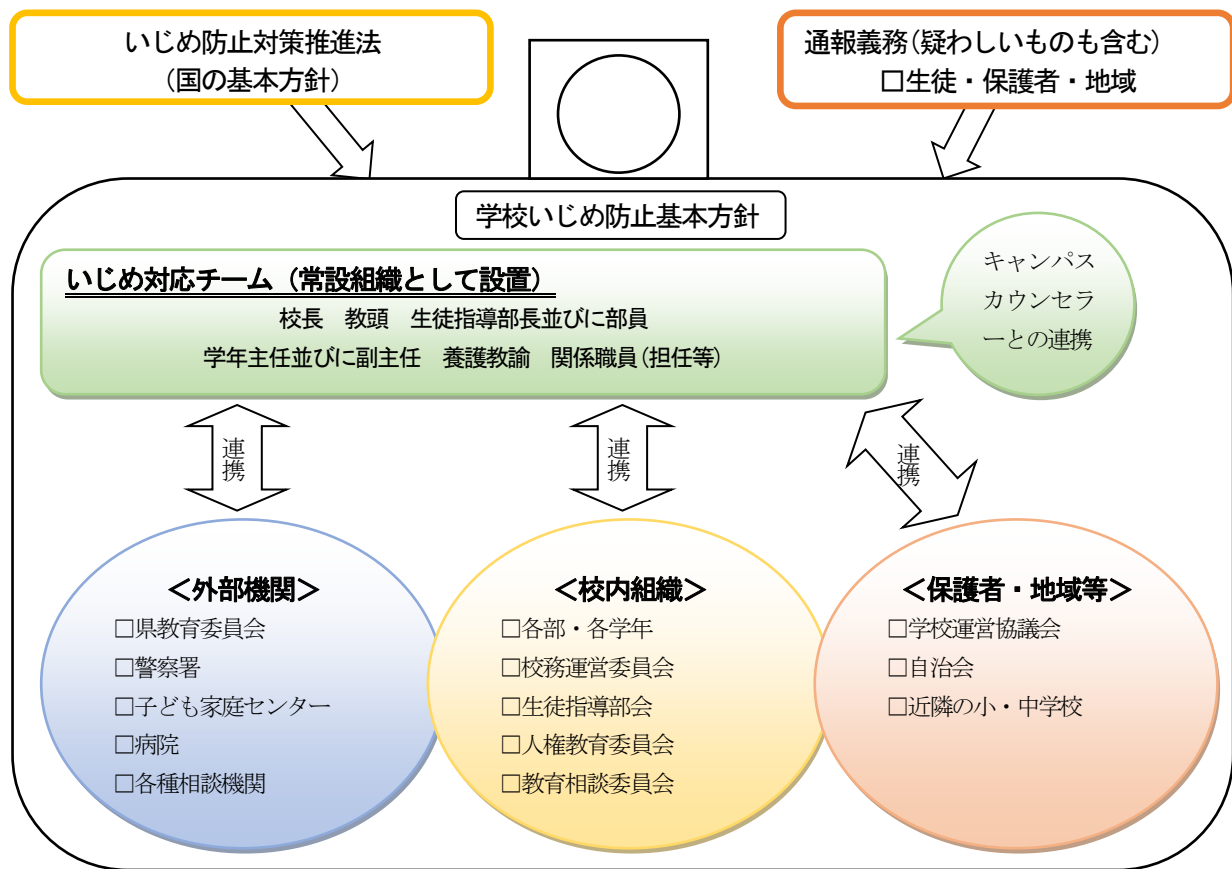
3 基本的考え方

本校は「友愛」「責任」「自立」の校訓の精神に則り、相手の立場に立って考える「共生の心」を育む教育を実践している。また、「生徒支援」に重きを置きつつ、「生徒指導」と「生徒支援」の両面からきめ細かな協力体制で取り組んでいる。一方、県立姫路特別支援学校並びに分教室との長年にわたる「交流及び共同学習」、「あいさつ運動」や清掃活動の実践、「クラス目標」の企画・運営・振り返り、地域行事への積極的な参加、近隣の保育所や福祉老人施設での体験学習を通じて相手や周囲との関わりの大さを理解させ、「自己有用感」を育む教育を進めている。

今後も、家庭や地域、教育資源である外部機関（キャンパスカウンセラーや弁護士、専門家や警察等）と密に連携しながら、「豊かな心」と「規範意識に基づく社会人基礎力」を養い、いじめを起こさせない土壌づくりに努める。私たち教職員は、「いじめ」を過小に判断せず、「見ようとしなければ見えない現象」であることを理解し、「いじめ」を絶対に許さない学校づくりを推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) チームとしての学校づくり



(2) 未然防止の取組

① 基本的な生活

- ・安心して安全な学校生活を送るために、規範意識と主体性を持った学校づくりを目指す。

② 授業での取組

- ・「わかる授業」への工夫を凝らし、「伝える」から「伝わる」授業へと展開する。
- ・「できないこと」が「できる」ようになるために生徒が「やろう」とおもうよう授業改善に積極的に取り組む。

③ 主体的な活動の推進

- ・自己有用感を育む諸活動を年間指導計画に位置づける。
- ・主体的な活動状況を、学年通信等を通じて、学校内外に伝える。

④ 人権意識を育てる指導

- ・毎月1回の全校集会、人権教育などHR活動、授業、各種講演会を通して、「いじめは絶対に許されない行為」であることを認識させる教育活動を展開する。

⑤ 情報発信

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組を、本校ウェブサイトや各学年の保護者会、学校評議員会などを通じて情報発信し、より実効性の高い取組を志向し、意識啓発に努める。
- ・学校全体で「いじめの防止」に取り組む観点から、生徒の意見を積極的に取り入れる環境を確保できるよう留意する。また、「相談箱」や「生徒相談日」を設置し、「話し合える場」「意見が言える場」を設置する。

⑥ 点検と改善

- ・取組状況等について、学校評価での評価項目に位置付けて、定期的な点検と改善を行う。

(3) 早期発見・早期対応のための組織的対応（年間指導計画＝資料参照）

① 早期発見のための措置

- ・いじめの実態把握に積極的に取り組み、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気がある学校を目指す。
- ・定期的な「個別面談」や普段の「声かけ」を重視し、生徒のサインを見逃さない。
- ・いじめアンケート（生徒・保護者向け）等を実施し、結果に基づき迅速に面談を実施し、早期対応する。

② 情報共有

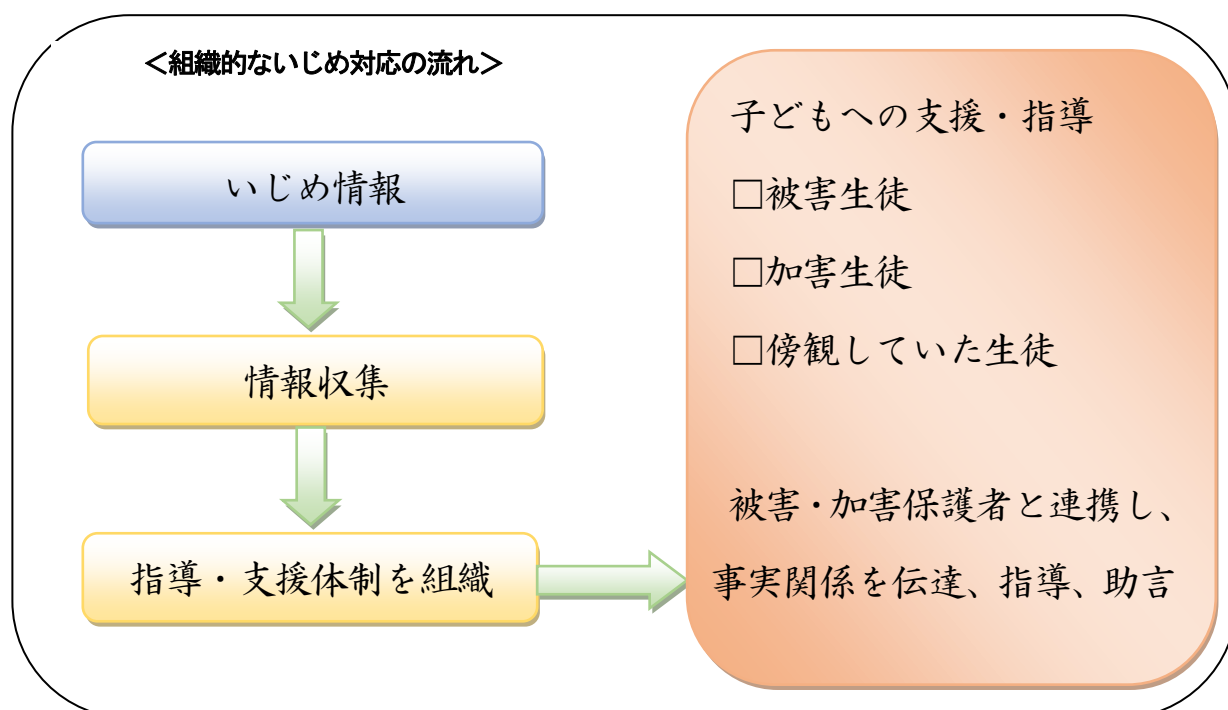
- ・職員間の生徒情報の交換を綿密に実施する。
- ・面談や授業、部活動等で得た情報を、学年会議や生徒指導部会、職員会議で共有する。
- ・「いじめと認められる事案」や「いじめの疑いがある事案」については、「いじめ対応チーム会議」で情報共有し、積極的な認知に努める。また、緊急を要する場合は、いかなる状況であっても臨時会議を開催する。
- ・各種関係機関と連携し、キャンパスカウンセラーや警察、子ども家庭センターとも、必要に応じて情報を共有する。

③ 教員の資質能力の向上

- ・生徒指導研修会で校内研修を充実させ、対応や認知能力の向上を目指し、多くの事例研究に取り組む。
- ・いじめに関する最新情報を把握し、本校の対応が適切であるかどうかを分析する。

④ いじめと認められる場合の対応（発見・通報を受けた場合）

速やかに組織として対応する。被害生徒を守り通し、教育的配慮の下で加害生徒を指導する。この指導については、本人の社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導を目標とする。



- (ア) 校長を中心としたいじめ対応チームを招集し、状況に応じて県教育委員会と連携する。同時に関係生徒からの事実確認を実施する。
- (イ) 今後の指導方針決定並びに全教職員、関係機関との情報共有と共通理解を行う。
- (ウ) 被害生徒のケアと加害生徒への指導とケアは、必要に応じてキャンパスカウンセラーを活用する。
- (エ) 被害生徒の保護者を支援し、不安を除去する。
- (オ) 加害生徒の保護者に対し事実説明並びに指導方針の説明を行い理解を促し、助言する。
- (カ) 関係生徒には、自分が「傍観者」ではなく、いじめを抑止する「仲裁者」「相談者」であるよう自覚を促す。
- (キ) 事案の解消には少なくとも3か月を目安とするが、被害の重大性によって長期化したり、再発する

可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(ク) 再発防止のために、取組の評価と指導のあり方を分析し、次年度へ向けて改善していく。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

	学校・教職員の取り組み	生徒への指導内容	保護者等への取り組み
未然防止	☐ 生徒会を中心に生徒への啓発活動を企画する。 ☐ ネットトラブルの相談窓口を明確に定める。 ☐ 生活実態調査や情報科のネットに関わるアンケートなどを活用し、生徒の状況を把握する。	① 生徒・保護者に対し、ネットトラブルの現状と本校生徒指導基準を伝え、共通理解を図る。 ☐ 情報科の授業や外部講師を活用した講演会等を通し情報モラルを高める。 ② ネットに関するアンケート結果をフィードバックし、生徒を取り巻くネット環境について共通認識する。	☐ 啓発教材を配布し、保護者に継続的に協力を求める。
早期発見 早期対応	☐ 生徒の小さな変化を見逃さず、積極的に声掛けを行う。 ☐ 生徒からの貴重な情報等は教職員が一人で抱え込まず、情報を共有化する体制づくりに努める。 ☐ 関係機関や専門家などを講師に研修を実施し、法的問題や損害賠償、肖像権や人権侵害について研修する。 ☐ トラブルを起こしたメールや画像が拡散して問題が拡大しないよう、早急に関係機関と連携し、被害の拡大を防ぐ。	☐ 情報モラル教育講演会や情報科の授業を通じて、実際に起きているトラブルやそれに関わるいじめの可能性を紹介し、早期に相談する必要性を認識させる。 ① 書き込みや画像の削除など、具体的な対応方法を助言する。また、外部の専門機関の相談窓口を紹介する。 ② いじめ事例の場合、被害者側がネット上で報復することがある。解決がより困難にならないように被害者、加害者両者に迅速に指導・助言を入れる。 ③ いじめの発見から解決まで、被害生徒に寄り添う。	☐ いじめのサイン発見シートを活用し、生徒の小さな変化を把握し、疑いのある場合から学校と連絡を綿密にし、早期にトラブル回避できるように働きかける。
	ネットに絡むいじめ等については、関係機関と綿密に連携して解決を図る。		

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、

(1) 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

(2) 「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある必要と認めるとき」

である。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、欠席に関する「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、事案に応じて判断する。さらに生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったと申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。